

仲の権限は是迄に及ばず、相許せしむる事。

法人

協

議

會

一、今由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、
御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、
御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、

御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、

御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、
御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、
御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、

御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、

御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、
御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、
御座る及由、御座る及角、今不況、初々御座りし是者、今後令社ニ於テ、

財團 協 議 會